

大和市告示第129号

大和市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年6月24日

大和市長 大 木 哲

大和市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

大和市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱（平成23年大和市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「神奈川県障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業実施要領（平成23年4月1日施行。以下「実施要領」という。）に基づき、」を「神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱（平成26年3月26日付け市町第705号神奈川県政策局自治振興部長通知）第2条第1号エに掲げる」に改める。

第2条中「実施要領第3条に規定する事業を実施要領」を「神奈川県市町村事業推進交付金事業実施要領（障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業分）（平成26年4月1日施行。以下「実施要領」という。）」に改める。

第3条中「規定する」を「掲げる」に改める。

第4条第1項中「神奈川県障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱（平成22年障福第863号神奈川県保健福祉部長通知）別表に規定する補助基準額に市町村補助率を乗じ、これ」を「神奈川県市町村事業推進交付金交付要領（平成26年3月26日付け市町第705号神奈川県政策局自治振興部長通知）別表交付要件等の欄に規定する交付基準額」に、「第5条に規定する」を「第5条の表に掲げる」に改める。

別表第1中「職員手当」を「職員手当等」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。